

(4) 建設業務労働者就業機会確保事業の許可

(2) の認定を受けた実施計画において建設業務労働者就業機会確保事業を行うこととされている構成事業主(建設事業を営んでいるものに限る。)は、当該計画に基づいて建設業務労働者就業機会確保事業の実施(構成事業主が常用の建設労働者を、他の構成事業主に送出し、その事業主の指揮命令関係の下で就労する機会を与える。)について、厚生労働大臣に許可の申請を行うことができるものとする。

厚生労働大臣は、申請者が事業の実施能力を有すると認められる場合に許可を行うとともに、事業の実施について指導、事業停止命令、許可の取消等の措置を講ずることができるものとする。